

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の
在り方に関する有識者検討会

最終報告案中間整理

令和6年 月

目 次

はじめに.....	1
第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方	3
1. <u>幼児教育の重要性</u>	3
2. <u>幼児期の発達の特徴</u>	3
3. <u>幼児教育の基本</u>	4
第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育 要領に基づく教育活動の成果と課題等	6
1. <u>幼児教育の基本に関する事項</u>	6
(1) 身体の諸感覚を通じた豊かな体験	6
(2) 自発的な活動としての遊び	7
(3) 幼児教育において育みたい資質・能力	10
(4) 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」	10
(5) 幼児理解に基づいた評価	11
2. <u>現代的諸課題に応じて検討すべき事項</u>	12
(1) 幼児教育施設におけるICTの活用	12
(2) 特別な配慮を必要とする幼児への指導	13
(3) 幼稚園等が行ういわゆる預かり保育	15
(4) 幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続	15
(5) 地域における幼児教育施設の役割	16
3. <u>幼児教育と小学校教育との円滑な接続</u>	17
第3章 必要な条件整備	20
-(1.) 地方自治体における幼児教育担当部局の在り方	20
-(2.) 今後の幼児教育施設の在り方	21
-(3.) 幼児教育施設への支援体制	232
-(4.) EBPMの推進	265
<u>おわりに</u>	28

はじめに

~~—近年、政府においては、保育所の整備や幼児教育・保育の無償化をはじめ、こども・子育て政策の強化を図ってきた。その結果、待機児童が大きく減少するなど一定の成果が見られている。~~

~~—令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、この10年間で社会経済情勢が大きく変化し、「幼児教育・保育について、(中略)量の拡大から質の向上へと政策の重点を移すこと」が必要であるとされ、保育所等の職員配置基準や保育士等の処遇改善などの取組が進められてきている。~~

本年は、平成29年3月に公示された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「3要領・指針」という。）~~3要領・指針~~が平成30年4月に施行されてから7年目に当たる。3要領・指針においては教育内容の一層の整合性が確保され、国においては、「幼保小の架け橋プログラム¹」の推進、地方自治体における幼児教育と保育の担当部局の一元化や幼児教育センターの設置促進などの取組が進められてきた。また、幼稚園、保育所、認定こども園（以下、「幼児教育施設」という。）においては、3要領・指針への理解が深まり、その趣旨を踏まえた教育の実現に向けて着実な実践が積み重ねられてきているところである²。~~が、~~

一方、一部の幼児教育施設の取組においては、未だ共通理解が不十分な点や解釈に差異があり、3要領・指針をよりよく実現していくための対応が必要となっている。また、家庭や地域の状況の違いを越えて、幼児教育施設の多様性を生かしながら、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を実現していくためには、未だ多くの課題がある。

幼児教育施設における個々の取組においては、未だ共通理解が不十分な点や解釈に大きな差異があり、3要領・指針をよりよく実現していくための対応が必要と幼児教育³が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることや、0歳から18歳の子供の発達や学びが連続していることを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享

¹ 文部科学省において、令和4年度より推進されている取組。幼児教育施設、小学校、家庭、地域、幼保小の関係団体、地方自治体の教育委員会・保育担当部局など、子供に関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの開発等を通じて、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目的としている。具体的な内容については、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」及び「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引きの参考資料」参照。

² 全てのこどもの誕生前から幼児期までの育ちの質の保障と向上を図ることを目的に、基本的な考え方を示した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）が策定されている。

³ おおむね、生後から小学校就学前の時期の幼児を対象として、幼児教育施設において行われる教育を指す。

受でき、その後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが必要である⁴。

また、児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう教育に取り組むこと⁵⁶や、2040 年以降の社会を見据え、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく人材⁷を育成する観点からの更なる教育の充実も必要となっている⁸。

こうした状況下において、本有識者検討会は、令和 5 年 12 月に設置され、3 要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題の把握や今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の検討を一体的に行い、今般、最終報告として取りまとめた。

教育行政を所掌する文部科学省においては、この最終報告を踏まえ、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、幼児一人一人に生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力⁹の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイング¹⁰の向上を主体的に実現して

⁴ 「こども大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)では、「地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。」とされている。

⁵ 「教育振興基本計画」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)では、「児童の権利に関する条約及びこども基本法を踏まえ、子供の権利等の理解促進や人権教育の推進、子供が安心して学べる環境の整備などに取り組むなど、子供の権利利益の擁護を図り、その最善の利益を実現できるよう取り組む」ことが基本施策の一つとされている。

⁶ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの 100 か月の育ちビジョン)」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)では、「こども基本法の制定は、我が国が、権利主体としてのこどもの最善の利益を常に第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく『こどもまんなか社会』の実現を目指すという、大きな価値転換である。」とされている。

⁷ 「教育振興基本計画」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)では、2040 年以降の社会を見据え、「一人一人のウェルビーイングを実現していくためには、この社会を持続的に発展させていかなければならない」とされ、「こうした社会の実現に向けては、一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、『持続可能な社会の創り手』になることを目指すという考え方が重要である。将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められる。」とされている。

⁸ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの 100 か月の育ちビジョン)」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)では、「幼児期までの『アタッチメント (愛着)』等を土台に、こどもの意見表明・社会参画を社会全体で支えることは、より良い民主主義社会の発展にとっても重要である。」とされている。

⁹ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について(答申)」(平成 20 年 1 月 17 日)では、「生きる力」とは、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」とされている。

¹⁰ 「教育振興基本計画」(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)では、「ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。」とされている。また、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (は

いくことができるよう、幼児教育施策の充実に取り組むことが求められる¹¹。

じめの100か月の育ちビジョン)」（令和5年12月22日閣議決定）においても、『ウェルビーイング』は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指す。」とされている。

¹¹ 令和5年4月にこども家庭庁が発足したが、文部科学省は、幼児教育の振興に関する事務を所掌する観点から、こども家庭庁は、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌する観点から、それぞれの目的を追求する中で専門性を高めつつ、相互に調整を行い、密接に連携することにより、政府全体としての施策の充実、質の向上を図ることとしている。幼児教育については、文部科学省の下で、こども家庭庁と密接に連携しつつ、小学校以降の教育との一貫性・連続性を確保し、施策の充実に取り組むこととされている。

第1章 社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方

1. 幼児教育の重要性

- 人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。
- 幼児教育については、近年の発達心理学、教育心理学、脳科学、教育経済学など様々な研究成果において、乳幼児の頃からの質の高い教育がその時期の発達にとって重要であることや、その後の人生において長期にわたって学業達成や職業生活、家庭生活など多面的に良い効果をもたらすこと、特に恵まれない境遇にある子供においてその傾向が顕著であることなどが明らかにされてきており¹²、OECD諸国においても、様々な幼児教育の改革が行われているところである。
- 我が国においては、幼児教育の実践研究も活発に行われ、幼児教育の指導方法なども大きく進展してきているところ、幼児教育の重要性に鑑み、今後更に、全ての幼児に格差なく質の高い幼児教育を保障し、幼児一人一人のよさや可能性を伸ばしながら、生涯にわたる生活や学習の基盤となる生きる力の基礎を育み、それぞれが人生においてウェルビーイングの向上を実現していくことができるようにすることが必要である。その際、様々な理由で就園していない幼児もいることに留意することが必要である¹³¹⁴。

2. 幼児期の発達の特性

- 人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自ら能動的に働き掛けようとする力を有しており、環境と関わり合う中で、生活に必要な能力や態度

¹² 1962年～1967年に低所得者層のアフリカ系アメリカ人の子供(3、4歳児)を対象に、幼児教育プログラムを実施(1日2.5時間、2年間)し、その後、追跡調査を実施(3歳から11歳(毎年)、14歳、15歳、19歳、27歳、40歳時点)したペリー就学前計画によれば、幼児教育を受けたことによる将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等の効果が著しいとする研究結果が報告されている。また、ジェームズ・ヘックマン シカゴ大学教授(ノーベル経済学賞受賞者)は、社会的成功には、IQや学力といった認知能力だけでなく、根気強さ、注意深さ、意欲、自信といったいわゆる非認知能力も不可欠であり、幼少期の教育により、認知能力だけでなく、いわゆる非認知能力も向上させることができると指摘している。

¹³ こども家庭庁「令和4年度乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況調査」(令和5年9月)によれば、令和4年6月1日時点において、全国の1,714市町村に住民票があり、未就園で福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができないため、確認対象となった子供(未就園)は14,468人であり、その後に目視による確認や出国などを確認できた子供(未就園)は14,467人となっている。

¹⁴ こども家庭庁「未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究」(令和5年3月)では、こどもに発達の課題がある家庭、保護者にメンタルヘルス上の課題等がある家庭、外国にルーツのある家庭への対応の方向性や取組事例などを提示している。

等を獲得していくと考えられている¹⁵¹⁶。

- かつては、生活に必要な能力や態度などの獲得については、大人に教えられた通りに幼児が覚えていくという側面が強調されることもあったが、幼児期は、幼児自身が自発的・能動的に環境と関わりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていく時期である。したがって、それらの獲得のためには、遊びを中心とした生活の中で、幼児自身が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、あるいは必要感をもつことが重要である。
- また、幼児期は、幼児が保護者や周囲の大人との愛情ある関わりの中で見守られているという安心感に支えられながら、行動範囲を家庭から家庭の外へ、他者との関係を家族から家族以外の人々との関わりへと急激に広げていく時期である。
- 自らいろいろなことをやってみようとする活動意欲が高まる時期でもあり、いろいろな場所に出掛けて行き、様々な出来事や自然・文化的な事物・事象、人々との出会いや関わりがある過程で多様な体験をし、その直接的・具体的な体験を通して自分にとって大切なことを学び、身に付けていく。
- このように、幼児期の学びは身体の諸感覚を通して対象に関わることにより成り立つものであり、成長が著しいこの時期に、豊かで多様な体験を十分に行うことができるようにすることが、将来にわたる健全な発達や社会の変化に柔軟に対応する力を育成することにつながる。
- 幼児が予測困難な時代を生き抜くために必要となる生きる力の基礎を培っていくためには、身体の諸感覚を通して人やものなどの環境と主体的に関わり、多様な体験をすることができる機会を保障することが必要である。

3. 幼児教育の基本

- 教育は、子供の望ましい発達や健やかな成長を期待し、子供のもつ潜在的な可能性に働きかけ、その人格の形成を図る崇高な営みであり、教育を受ける者の心身の発達に応じて行われるべきである。そのため、幼児期においては、前述2. の幼児期の発達の特性を踏まえた教育を行うことが求められる。
- 幼児教育施設においては、3要領・指針に基づき、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が~~そ~~

¹⁵ 幼稚園教育要領解説(平成30年2月)12頁参照。

¹⁶ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」(令和5年12月22日閣議決定)では、「乳幼児期は、脳発達の『感受性期』と言われ、脳発達において環境の影響を受けやすい限定された時期の一つであるなど、生涯にわたるウェルビーイング向上にとって、特に重要な時期である。」とされている。

の専門性を発揮して、~~意図的・計画的に~~、幼児が思わず関わりたくなるような魅力的な環境を意図的・計画的に構成し、幼児が主体性を十分に発揮しながらその環境に関わる遊びや生活を展開することにより幼児の発達を促すという「環境を通して行う教育」を基本としている¹⁷。

- また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等は、幼児一人一人の思いや気持ちを受け止めることを通して、一人一人をかけがえのない存在として大切にすることにより、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を信頼し安心感をもつことができるようにすることが求められている。幼児は信頼する幼稚園教諭・保育士・保育教諭等によって受け入れられ、見守られている安心感から生じる安定した情緒を支えとして、自らの力でいろいろな活動に取り組んでいく¹⁸。また、幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達との関わりの中で、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高めて、自律性を身に付けていく時期であることから、幼児が友達と十分に関わるのが重要である。
- 幼児は同年齢であっても発達の個人差が著しいほか、家庭環境及び生活経験並びに入園までの幼児教育施設の利用状況などの違いがある。また、障害の有無や国籍等による文化的・言語的背景の違いなど多様な差異があるため、一人一人の特性や発達の課題¹⁹等に応じて教育を行うことが求められている。
- 「環境を通して行う教育」においては、このような幼児に対する理解に基づき、幼児の心が揺り動かされ、やりたいこと、夢中になることと出会えるような環境を幼児とともに創造していくことや、活動の流れや心の動きに即して、常にその環境が適切なものとなるよう、柔軟に再構成していくことが必要である。
- 幼児は、このように教育的な意図をもって計画的に構成された環境の下で、好奇心や探究心をもって遊びを展開する中で、気付いたり、工夫したり、試行錯誤を繰り返したりするなどの過程を通じ、達成感、充実感、挫折感、葛藤など多様な経験をしながら、様々な能力や態度を身に付けていく。また、友達と一緒に遊ぶ中で、幼児同士の人間関係を深めるとともに、目標に向けて協同して活動するようになる。そのため、幼児期においては、遊びを通しての指導を中心的に行うことが重要である。

¹⁷ 幼稚園教育要領解説(平成30年2月) 26頁参照。

¹⁸ 幼稚園教育要領解説(平成30年2月) 29頁参照。

¹⁹ 幼稚園教育要領解説(平成30年2月) 33ページ参照。『「発達の課題」とは、その時期の多くの幼児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではない。発達の課題は幼児一人一人の発達の姿を見つめることにより見いだされるそれぞれの課題である。』とされている。

第2章 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の成果と課題等

1. 幼児教育の基本に関する事項

(1) 身体の諸感覚を通した豊かな体験

- 前述第1章2. の幼児期の発達の特徴を踏まえ、幼児期こそ、様々な人やものなどに直接関わり、身体の諸感覚を通してものの性質や仕組みを感じ取ったり気付いたりする体験や、自分の思いや考えを言葉にして伝え相手の思いや考えを聞く体験、自分から進んで環境に関わり新たな発見をしたり、問題を見出したり、疑問に思ったことを解決しようと試みたりする体験、幼児同士をはじめ他者との関わりにより人との関係が深まっていく体験等を積み重ねていくことが重要である。
- 一方、近年では、少子化や情報化、都市化、過疎化等が進み、幼児の遊びや生活に変化が生じている。例えば、外遊びの機会の減少²⁰、公園等における遊びの制限²¹、インターネットの普及による利用年齢の低年齢化、スマホ・タブレット端末等によるゲーム時間や動画の視聴時間の増加等が挙げられる²²。幼児の心身の調和のとれた発達には、自然と触れ合う体験や他者との直接的な関わりが不可欠であるが、現代では知らず知らずのうちにテレビやインターネット等を通して視聴覚中心の疑似体験の比率が高まっている。
- また、核家族化による高齢者との触れ合いの減少や少子化による兄弟姉妹の数の減少、地域における同年齢・異年齢の子供同士の交流機会等が減少しており、幼児を取り巻く人々との関係の希薄化が危惧されている。
- このように、家庭や地域において、幼児の発達に必要な直接的・具体的な体験を十分に確保することが困難になってきている中、幼児教育施設において、安全・安心な場所で、幼児が自由に伸び伸びと遊びながら、様々な人やもの、自然や文化等と直接的・具体的に触れて関わり、豊かな体験をする機会を積極的に設けていくことが一層必要となっている。

²⁰ 東京都「子供の外遊びに関する意識調査」（令和4年10月）によれば、外遊びの機会は減少傾向にあり、デジタルデバイスの利用時間は増加傾向にある。外遊びの機会が減っている割合は、「減っている」「どちらかといえば減っている」の合計が43.6%、デジタルデバイスの利用時間が増加している割合は、「増えている」「どちらかといえば増えている」の合計が58.0%となっている。

²¹ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）では、「公園等の公共の空間では、こどもが思う存分遊びにくい状況となっている場合もある。公園等は、こどもの豊かな育ちや遊びの場として重要であることなどについて、こどもや子育てに優しい社会に向けた気運醸成を進めるために、社会全体の認識共有を図っていくことが必要である。」とされている。

²² こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」（令和6年2月）では、年齢が上がるとともにインターネットの利用率も高くなる傾向にあり、0歳15.7%、1歳33.1%、2歳58.8%、3歳58.7%、4歳72.1%、5歳79.4%となっている。また、通園中の子供（0～6歳）のインターネットの平均利用時間は、98.0分（令和3年度）から108.6分（令和5年度）と増加している。

（２）自発的な活動としての遊び

- 前述第１章３．のとおり、幼児期においては、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、時の経つのも忘れ、その関わり合いそのものを楽しむことにある。幼児は、遊びにおいて、周囲の環境に思うがままに多様な仕方で関わることで、周囲の環境に様々な意味や関わり方を発見し、このような発見の過程で、達成感、充実感、満足感、挫折感、葛藤などを味わい、精神的にも成長していく。このように、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていく。幼児の遊びには幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれており、自発的な活動としての遊びは、幼児期特有の学習である。
- 例えば、幼児期の認識や思考は、幼児が興味・関心をもった日常生活の中の具体的な出来事や自然・文化的な事物・事象などを手掛かりとしながら直接的・具体的な体験を通して行われている。このため、知識・技能などを教え込むのではなく、幼児が幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に支えられ、遊びを通して楽しいと感じる多様な体験をしながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育んでいくようにすることが重要である²³。
- 具体的には、幼児は遊びや生活の中で、必要感をもって数を数えたり量を比べたり、様々な形に組み合わせたりして多様な体験を積み重ね、数や量、形への感覚を養っていく。収穫した野菜の大きさや集めた木の実の量などに驚いて思わず大きさを比べたり、数を数えて友達と同じ数ずつ分け合ったり、積み木や空き箱、木の枝など、それぞれの形の特徴を捉えながら見立てたり、イメージに合わせて形を作ったりすることもある。このような直接的・具体的な体験は、算数の数量や図形などについての基礎的・基本的な概念の形成や性質などを理解する上で大きな支えとなるものである。
- また、幼児は遊びや生活の中で、互いの感じたことや考えたことを伝え合ったり、文字に自然に触れたり、物語に親しんだりして多様な体験を積み重ね、言葉への感覚や言葉で表現する力を養っていく。製作活動の中で工夫の仕方を教え合ったり、帰りの会で楽しかったことを自分なりの言葉で発表したり、ごっこ遊びの中で看板やメニューを幼児なりに読み書き

²³ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和５年12月22日閣議決定）では、「乳幼児期の安定した『アタッチメント（愛着）』は、こどもに自分自身や周囲の人、社会への安心感をもたらす。その安心感の下で、こどもは『遊びと体験』等を通して外の世界への挑戦を重ね、世界を広げていくことができるのであり、その過程をおとなが見守りこどもの挑戦したい気持ちを受け止め、こどもが夢中になって遊ぶことを通して自己肯定感等が育まれていくことが重要である。このような『安心と挑戦の循環』は、こどもの将来の自立に向けても重要な経験である。」とされている。また、「保護者・養育者はこどもが『アタッチメント（愛着）』を形成する対象として極めて重要であるものの、保育者など、こどもと密に接する特定の身近なおとなも愛着対象になることができる。」とされている。

したり、絵本を読んで劇遊びに発展させたりすることもある²⁴。このような直接的・具体的な体験は、国語の学習の中で、言葉の働きに気づき、自分の思いや考えをもち、伝え合おうとする力の育成につながっていくものである。

- このように、幼児は、自発的な活動としての遊びを通して資質・能力を育むという学びの過程を繰り返し、小学校以降の各教科等の学習の基礎を育んでいる²⁵。小学校の各教科等の学習においても、子供が心を動かし自ら試し考えながら実感をもってこそ資質・能力が育まれるものであり、幼児期に繰り返した学びの経験は小学校以降の学習に生きていく。そうした学習の中で得ていく知識・技能等は生活と遊離したものとならず、子供の自発的な知的欲求の対象となり、資質・能力の育成につながっていくものと考える。
- さらに、幼児は遊びの中で、試行錯誤しながら自分の力で行ったり友達と協力し合ったりしてやり遂げることの充実感等を味わうとともに、時には思いどおりにいかなかったり、~~うまくできなかつたり~~、友達等との間でいざこざが生じたりするなど葛藤やつまずき等も体験し、それらを乗り越えて達成感や満足感を味わっていくことが重要であり、そうした体験も通して、忍耐力、自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知能力を育んでいく²⁶。このようないわゆる非認知能力は学びを支えていく重要なものであり、いわゆる非認知能力と認知能力とは遊びや生活の中で相互に関連し、支え合って育っていくと言われている。
- このように、幼児の自発的な活動としての遊びを通した学びは、客観的・抽象的な認識や思考が発達していくことになる小学校以降の生活や学習の基盤となり、ひいては言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力の基礎を培う重要なものである。なお、幼児からすると、遊ぶことそのものが楽しくて夢中になり、その豊かな遊びの展開の結果として様々な資質・能力が身に付くのであり、資質・能力を身に付けるために遊ぶのではないことに留意が必要である。
- 一方、3要領・指針は大綱的基準であり、それぞれの幼児教育施設において、個々の幼児

²⁴ 文部科学省「令和5年度子供の読書活動の推進等に関する調査研究（読書活動の推進に携わる人材の育成に関する実態調査）」によれば、回答のあった120都道府県・政令市・中核市のうち法定の幼稚園教諭や保育教諭の初任者研修・中堅教諭等資質向上研修のいずれか、もしくは両方で絵本や読み聞かせに係る内容を実施しているのは28.3%、法定以外の研修で絵本や読み聞かせに係る内容を実施しているのは25.8%となっている。また回答のあった1,293の都道府県・政令市・中核市・その他市区町村のうち、保育士研修において絵本や読み聞かせにかかる内容を実施しているのは7.8%となっている。

²⁵ 文部科学省「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」では、第1章「幼児教育と小学校教育」において、それぞれの教育の特徴等を、第2章「各教科等における学びのつながり」において、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校1年生で学習する全ての各教科等）のつながり等が解説されている。

²⁶ 「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）では、「こどもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚などの認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などの社会情動的スキルの双方を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながる。」とされている。

の実態に即して創意工夫を行いながら教育活動を行うこととされているため、一部の幼児教育施設においては、各々の解釈により、子供の興味・関心ではなく、SNS等からの偏った情報やそれらに影響を受けた一部の保護者のニーズを優先するなどし、ややもすると、幼児の発達にふさわしくない教育活動が行われているとの指摘がある。例えば、文字や数量に関わる経験については、幼児の遊びを豊かに展開することにより、幼児が自ずとそれらへの興味・関心が培われるようにすべきであるが、幼児に知識・技能を早期に獲得させることを目的として、文字や数量を機械的に暗記させたり、一人一人の思いを置き去りにした一方的な指導が行われたりすると、かえって文字や数量への興味・関心や思考力の芽を摘む恐れがあるのではないかと指摘がある。

- 今後、更に少子化が進行するとともに幼児に対する保護者の期待が過熱化し、それに応える幼児教育施設の競争が激化することにより、幼児教育の基本からみて必ずしも適切とは言えない教育が行われていくことが危惧されている。
- 幼児教育施設においては、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がその専門性を発揮して、幼児一人一人の興味・関心、夢中になっていること、育ちつつある資質・能力等を捉えて意図的・計画的に環境を構成し、幼児が自発的に遊ぶ中で、主体的に自己を発揮し充実感や満足感を味わったり、友達と一緒に活動したり協力したり協同して活動する楽しさを味わったりできるようにしていくことが重要である。そして、そのことが、小学校以降の学びや人間性の基礎を育み、幼児のウェルビーイング²⁷²⁸につながることにについて、今一度認識し幼児教育に当たることが必要である。
- ややもすると、保護者をはじめ社会においては、幼児教育施設はただ遊ばせているだけと一部の誤解もあることから、国においては、幼児期の発達の特性や幼児期にふさわしい教育の在り方について、幼児教育施設はもとより、保護者や地域等に対する一層の普及啓発に取り組んでいくことが必要である。その際、保護者に対してついでは、妊娠期や子供が乳幼児の頃から普及啓発を行い、幼児教育施設を選択する際には、幼児教育についての必要な知識や情報が得られているようにすることが重要である。また、幼稚園教諭・保育士・保育教諭

²⁷ 「教育振興基本計画」（令和5年6月16日閣議決定）では、我が国においては、自尊感情、自己効力感など個人が獲得・達成する能力や状態に基づく「獲得的要素」と利他性、協働性、社会貢献意識など、人とのつながり・関係性に基づく「協調的要素」を調和的・一体的に育む日本発のウェルビーイング（「調和と協調」に基づくウェルビーイング）の実現を目指すことが求められるとされている。また、「日本社会に根差したウェルビーイングの要素としては、『幸福感（現在と将来、自分と周りの他者）』、『学校や地域でのつながり』、『協働性』、『利他性』、『多様性への理解』、『サポートを受けられる環境』、『社会貢献意識』、『自己肯定感』、『自己実現（達成感、キャリア意識など）』、『心身の健康』、『安全・安心な環境』などが挙げられる。これらを、教育を通じて向上させていくことが重要であり、その結果として特に子供たちの主観的な認識が変化したかについてエビデンスを収集していくことが求められる。」とされている。

²⁸ 「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（令和5年12月22日閣議決定）では、「遊びは、こどもが現在を十分に楽しみ、自分の思いを発揮することを通して幸せに生きることそのものであり、ウェルビーイングにつながる。（中略）ひいては、生涯にわたるウェルビーイングにつながるため、遊びを保障することは重要である。」とされている。

等が有する幼児教育の専門性や幼児教育施設における日々の教育活動についての理解促進につなげていくことも重要である。

（３）幼児教育において育みたい資質・能力

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針において、幼児教育において育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」が、小学校以降の教育において育む資質・能力と系統的に明記された。
- このことにより、幼児教育施設において、小学校以降の生活や学習につながる資質・能力を育むことが求められていることの認識が高まるとともに、小学校教育との接続を意識した実践が行われるようになってきたなどの成果が上がってきているところである。
- 一方、幼児教育において育みたい資質・能力が新たに明記されたものの、幼児教育関係者の中には、当該資質・能力と 5 領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿²⁹」との関係を理解して実践につなげていくことが難しいという指摘や、小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようにつながっているのか理解することが難しいなどの指摘がある。
- そのため、国や地方自治体においては、幼児教育の基本を踏まえつつ、幼児教育において育みたい資質・能力と 5 領域のねらい及び内容、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていくことが必要である。

（４）「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針において、5 領域に示されているねらい及び内容に基づく活動全体を通して、特に 5 歳児後半に見られるようになる資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記された。
- 平成 29 年告示の 3 要領・指針や小学校学習指導要領において、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明記されたことにより、幼保小相互の連携・協働の意識が高まるとともに、幼保小の合同研修等においても「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が活用され、幼保小接続期の教育に関する相互理解が深まっているなどの成果が上がってきているところである。

²⁹ 3 要領・指針では、育~~て~~みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」について明確化するとともに、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の 10 の姿が示されている。

- 一方、幼児教育関係者の中には、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の文言のみで幼児を捉えようとしたり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に幼児を当てはめて、できる・できないと幼児を安易に評価したり、特定の姿に当てはまるよう指導したりしているなどの課題が指摘されている。また、小学校関係者の中には、各教科等の指導を行うに当たり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を具体的にどのように活用してよいか分からないなどの課題も生じている。
- そのため、国や地方自治体においては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の具体的な活用等について、研修等を通じて一層の理解・啓発を図ることが必要である。

（５）幼児理解に基づいた評価

- 幼児教育施設における評価は、定量的に優劣を決めたり、ランクを付けたりする成績表のようなものではない。幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討し、教育をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価である³⁰。
- 平成 29 年告示の 3 要領・指針においては、各領域のねらいや 5 歳児については「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の視点を手掛かりとしながら、幼児一人一人のよさや可能性を把握していくとともに、~~幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の~~指導が適切であったかを振り返り、指導の改善に生かしていくこととしている。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する到達度についての評定によって捉えるものではないことや、他の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との話し合い等を通してより多面的に幼児を捉えることなどに留意する必要がある。また、教育活動の質の向上のためには、評価を生かした指導計画等の改善はもとより、全体的な計画の見直しを図っていくことも重要である。
- さらに、各領域のねらい及び内容やそれに基づく活動全体により育まれていく資質・能力についての理解が、幼児期にふさわしい評価としての幼児理解の深まりや指導の改善につながっていく。そのため、育みたい資質・能力を念頭に、指導計画の作成、指導の評価・改善を進めていくことが求められ、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等はこれらの実施に必要な幼児教育の専門性を高めていくことが必要である。
- 実践を写真や動画などに残し可視化したいいわゆるドキュメンテーション³¹やポートフォリオ³²などを含む日々の記録により、幼児理解に基づいた評価を行う際の参考となる情報を日頃から蓄積するとともに、このような幼児の発達の状況と評価の考え方を保護者と共有する

³⁰ 文部科学省「幼児理解に基づいた評価」（平成 31 年 3 月）10 頁参照。

³¹ 写真等を用いた子供の学びの記録や教育実践の記録を指す。

³² 遊びの様子や成果などの記録や作品をファイル等を集積したものを指す。

ことを通じて、幼児教育施設と家庭が一体となって幼児の成長を支える取組を進めていくことが大切である。

2. 現代的諸課題に応じて検討すべき事項

(1) 幼児教育施設におけるICTの活用

- 平成29年告示の幼稚園教育要領等において、視聴覚教材やコンピュータ等の情報機器（以下、「ICT」という。）の活用について、幼稚園等の生活では得難い体験を補完するなど、幼児の直接的な体験を生かすための工夫をしながら活用することなどが示された。このことにより、例えば、不思議に思ったことをタブレット端末で調べてみたり、鳥や虫などの生き物の鳴き声を再生してみたり、デジタル顕微鏡で植物や虫を見て肉眼では見えない発見をしたりなど、ICTを活用して様々な取組が行われてきているところである。
- とりわけコロナ禍において、ICTは、幼児が登園できない状況下においても、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等と幼児や、登園できない幼児と登園している幼児をつなぐなど、幼児の学びの機会を確保する上でも重要な役割を果たし、その活用方法に広がりが見られるようになった。
- また、情報化は年々進行しており、多くの国民がコンピュータやインターネットを利用し、家庭においてもスマートフォンやタブレット端末等によりインターネットを利用している5歳児が約8割となっているほか、小学校においては1年生から1人1台端末の整備が行われ、グローバル化、高度情報化社会を見据えた教育の情報化が推進されている。
- このような近年の状況に鑑み、国においては、幼児教育の「環境を通して行う教育」の環境にはデジタル環境が含まれることを明確にするとともに、ICTの効果的な活用方法等についてより実践的な調査研究を進め、その上で、例えば1クラスに複数台の幼児向けタブレット端末やWi-Fi等を配備するなど、必要なデジタル環境の整備について検討することが重要である。
- また、その際、ICTを通じて得られた体験の多くはあくまで疑似体験であり、幼児期は直接的・具体的な体験が何より重要であることを踏まえることが必要である。ICTは有効に活用することで、幼児の直接的・具体的な体験を充実する道具の一つになり得るため、ICTの活用に当たっては、低年齢児への弊害やリスクをはじめ、幼児の更なる意欲的な活動の展開につながるか、幼児の発達に即しているかなどについて考慮するとともに、ICTの操作の習得を目的とした活動や幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の一方的な指導の道具となることなどがないよう、活用上の留意点についても併せて検討することが必要である。

（２）特別な配慮を必要とする幼児への指導

- 社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、文化的・言語的背景、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会の実現を目指し、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要がある³³。
- 幼児教育施設においては、障害のある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を必要とする幼児一人一人の実態に応じた適切な支援を行うとともに、多様性・包摂性のある社会、共生社会の実現に向けて、幼児一人一人のよさや特徴が生かされる集団を形成し、友達との関わりの中で、他者への思いやりを深め、互いの特性を受け止めるなど、幼児同士が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことにより、幼児のウェルビーイングの向上につなげるとともに、幼児が共生社会の担い手として育っていけるようにすることが大切である。また、将来、特別な配慮を必要とする幼児が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子供や人々との交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが必要である。~~また、幼児一人一人のよさや特徴が生かされた集団を形成し、その中で幼児同士が共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことで、幼児が共生社会の担い手として育っていけるようにすることが大切である。~~
- さらに、特別な配慮を必要とする幼児³⁴に対する指導においても幼児教育の基本は同じであることに留意が必要である。障害のある幼児や外国籍等の幼児など特別な配慮を必要とする幼児も他の幼児と同じように自分らしく主体的に環境と関わりながら学んでいくことができるよう、幼児の言動や表情から思いや考えなどを推察し受け止め、その幼児のよさや可能性を理解し、教育的な意図をもって適切に環境を構成することにより、一人一人の発達に応じた教育を保障していくことが重要である。
- 障害のある幼児の指導に当たっては、障害の状態等に応じた効果的な指導を行うための個別の指導計画³⁵や、家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した切れ目ない支援のための個別的教育支援計画³⁶を作成し活用することなどにより、一人一人の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められている³⁷。

³³ 教育振興基本計画（令和５年６月１６日閣議決定）６頁参照。

³⁴ 障害のある幼児だけでなく、障害がある可能性のある幼児も含む。

³⁵ 文部科学省「令和４年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別の指導計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では83.1%、幼保連携型認定こども園では87.9%となっている。

³⁶ 文部科学省「令和４年度特別支援教育体制整備状況調査」では、個別的教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に個別的教育支援計画が作成されている人数の割合について、幼稚園では75.9%、幼保連携型認定こども園では76.5%となっている。

³⁷ 保育所保育指針では、「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援

- 一方、個々の障害の専門知識を有する幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が少ないため、幼児教育施設によっては個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成することが困難であることや、障害のある幼児への指導に関する情報が未だ十分でない中、幼児教育施設における具体的な実践については、個々の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の努力と工夫に委ねられている現状があるとの指摘がある。
- また、外国籍等の幼児への指導に関する情報が未だ十分でない中、幼児教育施設における具体的な実践については、個々の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の努力と工夫に委ねられている現状があることや、そのような中で、これまでの経験が生かしづらく困難を感じている幼稚園教諭・保育士・保育教諭等がいることなどが指摘されている。また、幼児が特に支障なく幼児教育施設での生活を送っているように見えても、他の幼児の様子を見て行動しているだけで幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の話していることを理解していない場合もあり、このような状態が続くとダブルリミテッド³⁸となる恐れがあることが指摘されている。
- こうしたことから、外国籍等の幼児³⁹については、幼児教育施設において、家庭との連携を図りながら、幼児や保護者が日本語をどの程度理解できるのかも含めて、外国籍等の幼児が有する文化的・言語的背景⁴⁰などを踏まえ、幼児の実態に応じて遊びや生活の中で日本語に親しむことができるように配慮することが重要である。
- 幼児教育の重要性に鑑みれば、幼児の障害や文化的・言語的背景などの特性を踏まえた教育を行っていくことが必要であり、そのためには、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の専門知識の向上を図るとともに、特別な配慮を必要とする幼児への継続的な支援を可能にする体制作りが重要である。
- 国及び地方自治体においては、このような幼児教育施設の継続的な支援体制が充実するよう、幼児教育施設と医療、母子保健、福祉等の関係機関との連携を促進するとともに、幼児教育施設が必要とする専門知識を有する人材を育成するなど人的体制の充実を図り、幼児教育施設に幼児教育アドバイザーなどを積極的に派遣し支援していくことが求められる。そして、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等有する幼児教育の専門性と外部人材が有する障害等の専門性が相まって、特別な配慮を必要とする幼児に適切な支援を行っていくことが重要で

のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」とされている。

³⁸ダブルリミテッドとは、2つ以上の言語を話すことができるが、どの言語も年齢相応のレベルに達していないことを指す。

³⁹外国籍の幼児や海外から帰国した日本国籍の幼児、両親が国際結婚である幼児等を指す。なお、文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」では、幼稚園に在園している外国人幼児等（言語や文化的背景等の違いにより、本人又は保護者への支援を要する幼児）は7,671人、在園している園数は1,888園となっている。

⁴⁰文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」では、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒在籍状況は、ポルトガル語11,956人、中国語9,939人、フィリピン語7,462人、スペイン語3,714人、ベトナム語2,702人、英語1,945人、韓国語・朝鮮語466人となっている。

ある。また、園内研修等により幼稚園教諭・保育士・保育教諭等や職員の連携強化や専門知識の向上を図っていくことができるよう、特別な配慮を必要とする幼児への指導に関する研修プログラムを開発し、研修に活用できる資料や教材を提供することが必要である。

（３）幼稚園等が行ういわゆる預かり保育

- 幼稚園や認定こども園においては、教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動として、いわゆる預かり保育が実施されている⁴¹。保護者の就労形態等の変化により、預かり保育の利用者や預かり保育を実施する幼稚園等が増加している中、預かり保育における教育活動の内容は様々となっており、実際にどのように預かり保育に取り組めばよいのか困惑している幼稚園等もあるなどの課題が生じている。
- 預かり保育を利用する幼児の中には保護者の事情により、教育課程に係る教育時間を含めて11時間在園する幼児もあり、長時間利用の幼児にとって充実し、心身の負担が少なく無理のない教育活動の工夫等が必要となっている。
- また、教育課程に係る教育時間と預かり保育に係る教育時間において行う教育内容や幼児の体験のつながりをどのように捉えていくかが課題であるとの指摘もある。とりわけ、幼稚園においては、預かり保育を担当する者の多くが非正規職員であったり、教育活動を外部委託する幼稚園もあつたりするため、教育課程に基づく活動との関連を図ることが課題になっている。また、預かり保育を受ける幼児と受けない幼児とでは、預かり保育の時間中の教育活動に参加している・していないという違いが起きるため、そうした違いを考慮した上で、教育課程に係る教育時間において、両者が共に充実した遊びや生活を行えるよう配慮することが必要である。
- 国や地方自治体においては、教育課程に係る教育時間終了後等においても、幼児の学びや成長につながる教育活動が実施されるよう、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育について、より実践的な調査研究を進め、預かり保育の充実につなげていく必要がある。

（４）幼稚園等における満3歳以上児の教育の接続

- 幼稚園においては、保護者のニーズや就労状況等の変化により、満3歳児が在籍する園が増加している。満3歳児は本来2歳児クラスに相当する年齢であることや年度途中から入園することなどを踏まえ、当該年齢における発達や特性等を踏まえた指導について、より実践的な調査研究を進め、幼児教育の充実につなげていく必要がある。

⁴¹ 文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」では、預かり保育を定期的又は一時的に実施している幼稚園は全体の90.9%、預かり保育を平日において週5日実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の92.2%、預かり保育を平日17時以降まで実施している幼稚園は、定期的に実施している幼稚園全体の86.4%となっている。

- 幼保連携型認定こども園や保育所においては、平成 29 年告示の幼保連携型認定こども園教育・保育要領等において乳児及び 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関する記載の充実をしたところであり⁴²、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、生命の保持や情緒の安定を図るなど養護の行き届いた環境の下、幼児教育の充実に向けて取り組んでいるところである。
- 就園の有無も含めて多様な成育環境であることや様々な発達状況にある満 3 歳未満児の実態を踏まえながら、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びの連続性の観点や、満 3 歳以上児の幼児教育との円滑な接続や幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という観点から、幼児教育の充実を図っていくことが重要である。

（５）地域における幼児教育施設の役割

- 幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子供に格差なく質の高い幼児教育を受ける機会を提供することが重要であることから、幼児教育施設は、地域の幼児教育の中核的存在として、在園児のみならず、地域の子供に幼児教育の機能と施設を積極的に開放することが求められる。
- 具体的には、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子供たちと遊んだり、働く人や高齢者など幅広い世代と交流したりするなどの直接的・具体的な体験が不足しているとの指摘があるため、地域の子供が幼児教育施設に在園していなくてもこのような体験の機会が得られるよう、幼児教育施設の有する園庭や園舎等を地域に開放し、様々な家庭や年齢層の子供が学びの環境に関わることができるようにすることが重要である。未就園児の親子登園や今後全ての自治体で実施されるこども誰でも通園制度⁴³等においても幼児教育の特性を生かした活動を提供することにより、子供が入園後の生活にスムーズに移行しやすくなることが期待される。そうすることで、子供の基本的生活習慣の形成や学びの充実に寄与するのはもちろんのこと、保護者や地域の人々にも子育ての楽しさが実感として伝わっていくこととなり、ひいては地域に子供がいるという、明るい未来へとつながっていくことが期待される。
- また、近年の保護者は、教育に関する情報の多くを SNS 等から得ているとの指摘があるが、インターネットの情報は我が子の状況に合ったものとは限らず、多くの情報に振り回さ

⁴² 幼保連携型認定こども園教育・保育要領や保育所保育指針においては、乳児保育のねらい及び内容について、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」としてまとめ、示されている。また、1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示されている。

⁴³ 「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）において「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化」するために「こども誰でも通園制度」を創設することが示された。これを受けて、第 213 回国会（令和 6 年通常国会）において子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が成立し、令和 7 年度から法律上制度化するとともに、令和 8 年度からは全自治体において法律に基づく新たな給付制度が開始される。

れる可能性もある。孤立を深めつつも情報過多で不安を抱える保護者が増えている中で、今後も、幼児教育施設が未就園児の保護者も含めて幼児教育施設を利用する様々な機会を提供し、子育てや教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、保護者同士の交流の場や機会を提供したりすることなどが重要である。

- さらに、幼児と小中高生、高齢者をはじめとする地域の人々と日常的に交流する場を作ったり、幼児教育施設が地域の企業、商店街、農家、図書館等の文化施設などと交流をしたりすることは、地域の少子高齢化や過疎化、多世代交流の機会の減少や人間関係の希薄化などが進む中、地域の中での幼児の学びの場を広げて幼児が様々な人やものと出会って関わる機会を生み出すとともに、幼児教育施設を拠点として様々な施設、団体、人々がつながりを作ることににより、まち全体が活性化し、幼児や保護者はもとより、地域住民のウェルビーイング向上につながっていくことが期待される。
- 幼児教育施設においては、このような地域における役割を果たしていくためにも、幼児が地域の一員として、地域の中で成長していくことの重要性について発信し、保護者や地域の理解及び協力を得ていくことが重要である。
- なお、保護者の育児に対する考え方も変化してきており、幼児教育施設に対し、長時間の預かりを求めたりや、幼児への教育について過度に期待しすぎたりする傾向も見られる⁴⁴。幼児の健やかな成長のためには、幼児教育施設と家庭や地域がそれぞれの有する教育機能や役割を互いに発揮し、支え合いながら、一体となって子育てに取り組むことが必要である。とりわけ家庭は、愛情やしつけ等を通して幼児の成長の最も基礎となる心身の基盤を形成する重要な場である。国や地方自治体においては、保護者の家庭での養育等の重要性についても普及啓発を行っていくことが重要である。

3. 幼児教育と小学校教育との円滑な接続

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針や小学校学習指導要領等では、育成を目指す資質・能力について、幼児教育から高等学校教育までを通じて見通しをもって系統的に示されるなど、子供の資質・能力や学びの連続性を一層確保し⁴⁵、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る

⁴⁴ 保護者の就労形態の変化等により、幼児教育施設の利用開始年齢の早期化、利用時間の長時間化、利用日数の増加等の傾向が見られる。こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ」（令和 5 年 4 月 1 日）によれば、1・2 歳児の保育利用率は、33.9%（平成 25 年）から 57.8%（令和 5 年）と増加傾向にある。

⁴⁵ 3 要領・指針では、幼児教育施設における教育はが、「小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする」と定めされている。また、小学校学習指導要領では、教育課程の編成に当たっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施」することや、「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」と定めされている。

ことを求めている。具体的には、小学校学習指導要領においては、幼児教育から小学校教育に円滑に移行できるよう、各教科等の指導において「幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること」が明記された。

- 国においては、この幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るという趣旨を実現するため、後述の第3章(3.1)のとおり、「幼保小の架け橋プログラム」を推進しているところである。
- これらのことにより、一部の地域では、幼保小の合同研修や幼保小の接続を意識した教育実践が取り組まれ、幼児教育施設において、小学校の各教科等で積み重ねられてきた指導の専門性等を参考に、幼児の主体的な遊びを支える働きかけが充実されたり、小学校において、入学当初の小学校教諭等の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきたりしているなどの成果が上がっている。
- 一方、平成29年告示の3要領・指針や小学校学習指導要領等が施行してから間もなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により幼保小の連携・接続の取組を中断せざるをえなくなったことや、地域の教育に関する基本方針・基本計画等に幼保小の連携・接続が位置付けられていない場合があること、地方自治体の強いリーダーシップ⁴⁶や幼保小の管理職の理解がないと、幼児教育施設と小学校との相互の連携・接続を進めることは容易ではないこと、さらには小学校関係者の中には、幼児教育において育みたい資質・能力は小学校教育に比して曖昧で捉えにくく、小学校学習指導要領の各教科等で示されている資質・能力にどのようなつながっているのか理解することが難しいなどの意見もある⁴⁷ことなど、全国的に見ると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であるという課題も生じている。
- また、文部科学省「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によれば、小学校低学年においていじめの認知件数が多く、また、不登校児童の増加率が高いことを踏まえると⁴⁸、いじめ・不登校対策の観点からも、幼保小接続期の教育の充実について検討を行い、対策に取り組むことが重要となっていると考える⁴⁹。

⁴⁶ 例えば、地方自治体において、幼保小の連携先の園・校を設定する、園・校の幼保小の担当者一覧を作成する、幼保小が連携する日を設定する、管理職研修のテーマに幼保小の接続を位置付ける、幼保小の合同研修を開催することなどにより、幼保小が連携・接続に取り組みやすい環境づくりをすることが考えられる。

⁴⁷ 幼児教育関係者の幼児教育において育みたい資質・能力や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する意見については、第2章1. (3) 及び(4) 参照。

⁴⁸ 文部科学省「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によれば、いじめの認知件数は、小・中・高等学校段階において、小学校低学年が最も多く、また、不登校については小学校1年生、2年生の不登校児童生徒数がそれぞれ令和2年度から約2倍、約1.9倍と、他の学年と比べて大きく増加している結果となっている。また、小学校の不登校の要因は、「無気力・不安」(50.9%)、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」(12.6%)、「親子の関わり方」(12.1%)、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」(6.6%)、「学業の不振」(3.2%)、「家庭の生活環境の急激な変化」(3.2%)が上位となっている。

⁴⁹ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月)では、「低学年の不登校児童生徒への支援については、幼稚園・保育所・認定こども園(以下「幼児教育施設」という。)における幼児教育から小学校教育との円滑な接続が重要である。子どもの発達や学

- とりわけ、大きく増加している小学校低学年における不登校については、今後のその要因分析を更に進める必要があるが、例えば、幼児教育施設と小学校での学びや生活の段差が大きいと、子供が不安や戸惑いを感じて主体的に自己発揮しにくくなることや、幼児教育施設での学びが生かされず小学校がゼロからのスタートになってしまうと、小学校での学習が退屈でつまらないものになってしまう恐れがあることが指摘されている。また、幼児教育施設において、小学校の各教科等の学習を子供の主体的な活動から離れて一方的に指導することなどは、子供の興味・関心の芽を摘むばかりでなく、子供が小学校の各教科等で学習する楽しさを奪うことにつながるのではないかと指摘もある。
- こうした状況を踏まえ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るに当たっては、まずは、幼児教育施設と小学校の両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要である。その上で、幼児教育施設においては、小学校以降の教育を見通しながら、幼児に直接的・具体的な豊かな体験を通して小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力が育成されるようにすること、小学校においては、幼児期には幼児自らが遊びに向かう自発性を大切に「環境を通して行う教育」が行われていることを踏まえ、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かい、授業や学習の楽しさと充実感を感じながら基礎的な学力を身に付けていくようにすること、特に入学当初は幼児教育との指導方法の連続性・一貫性を確保することが重要である⁵⁰⁵¹。
- この点について、幼児教育においては、子供は生まれながらにして自ら学びを展開していく力を有しており、幼児は幼稚園教諭・保育士・保育教諭等との信頼関係に基づく安心感に支えられながらその力を発揮していくという考えの下に、幼児が自分を取り巻く環境に自らの動機・意欲をもって関わるという幼児の主体的な活動を確保することを重視している。そ

びが連続するよう、幼児教育施設と小学校の教職員が教育課程編成・指導計画作成等を工夫するとともに、子どもが抱えている課題、生活や学習で感じている困難さについて早期に把握し、支援につなげていく必要がある。そのためには、幼児教育施設、小学校、家庭が連携し、学びの成果や支援をつなげていく必要がある。特に、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を共有する中で、教職員はもとより、保護者等が子どもについての理解を進める中で、関係者が一体となった支援が求められる。幼保小の接続期の教育の質向上に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』（令和3年7月8日設置）において『幼保小の架け橋プログラム』の開発や推進体制の整備等について議論されているところであり、それらを踏まえ一層の幼保小の連携・接続を推進することとしている。また、家庭にも幼児期の家庭教育の重要性を伝えていく必要がある。」と指摘されている。

⁵⁰ 平成元年告示の小学校学習指導要領では、小学校低学年の教育全体の充実を図る観点から、低学年に生活科を創設し、体験的な活動を通して総合的な指導を一層推進することとされた。平成20年告示の小学校学習指導要領解説生活編の中で、幼児期の学びから小学校教育への円滑な接続を目的としたカリキュラム編成の工夫としてスタートカリキュラムが示され、平成29年告示の小学校学習指導要領では、第1章総則で、生活科を中心とするスタートカリキュラムの編成・実施について規定されるとともに、低学年の各教科等にも同旨規定が置かれ、教育課程全体を視野に入れた取組とすることとされるなど、幼児教育との接続が図られてきている。

⁵¹ 小学校の各教科等においても、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、合科的・関連的な指導や短時間での学習などを含む授業時間や指導の工夫、環境構成等の工夫を行うとともに、子供の生活の流れの中で、『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』が発揮できるような工夫を行いながら、幼児期に育まれた資質・能力を徐々に各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。

のため、あくまで活動の主体は幼児であり、幼児の活動が生まれやすく展開しやすいように意図的・計画的に環境を構成し、幼児一人一人の発達の特性に応じた指導を行うとともに、集団の生活の中で、幼児が互いに影響し合うことを通して、一人一人の発達を促している。

- また、小学校以降の教育においては、現在、多様な子供一人一人が自立した学習者として学び続けていけるよう、「令和の日本型学校教育」の実現を目指して、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につなげていくことが求められている。
- こうした小学校以降で進められている教育の方向性は、子供それぞれの興味・関心や一人一人の個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す観点から、幼児教育の「環境を通して行う教育」の考え方とつながっていると考えられ、小学校においても「環境を通して行う教育」を参考に取り入れていくことは有効であると考えられる。
- かつて、一部の小学校においてそうした取組が試みられた際には、その環境整備に係るイニシャルコストが課題であったが、GIGAスクールの一人一台端末の環境整備が進んだ現在においては、子供が求める経験や知識に自ら自由にアクセスすることが可能であるなど、いわばデジタル学習基盤とも言える環境が整備されつつあることから、「環境を通して行う教育」の省力化と高度化が可能になっていると考えられる。
- このため、小学校教育においては、多様な児童生徒の一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供に向けて、新たなICT環境や先端技術も活用しつつ、「環境を通して行う教育」という幼児教育の基本的な考え方を取り入れた教育実践の研究・普及を行っていくことが考えられる。また、その際、効果的な教育実践に向けて、幼保小で協働して取り組んでいくことも必要である⁵²。

第3章 必要な条件整備

（1.）地方自治体における幼児教育担当部局の在り方

- 地方自治体においては、複数の施設類型が存在し、私立園が多い幼児教育の現場において、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、幼保担当部局の連携・協働や一元化を一層推進することが重要である。
- その際、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、さらには0歳から18歳までの発達や学びの連続性を踏まえた教育の一貫性・連続性を確保する観点から、設置者や施設類型を問わず、国公立の幼児教育施設における教育に関する指導・助言、研修の実施、専門人材の育成等

⁵² 「今後の教育課程、学習指導、学習評価等の在り方に関する有識者検討会 論点整理」（令和6年〇月）参照。

については、児童福祉等の担当部局とも連携しつつ、教育委員会が積極的に関与して役割を果たしていくことが必要である。

- 具体的には、地方自治体においては、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の教育に関しては、教育委員会が一元的に所管したり、又は他の関係部局が所管する場合においても教育委員会が一定の責任を果たす組織体制を構築したりすることなどにより、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、幼児教育段階から高等学校教育段階までの教育の一貫性・連続性を確保した施策を展開することが重要である。教育委員会においては、このような役割を積極的に果たしていくため、指導主事等を配置し、指導力の向上を図っていくことが期待される。

（２．）今後の幼児教育施設の在り方

- 我が国においては、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児教育を、国公立の幼児教育施設が３要領・指針に基づく教育活動を行うことにより提供してきている。その中でも、私立の幼児教育施設が全体園児数の約８割を受け入れて行うなど、その果たしている役割は非常に大きい⁵³。私立幼稚園等においては、建学の精神に基づく創意工夫の下で、特色ある教育活動が行われてきているところである。
- また、幼児教育施設は幼児教育を行うだけでなく、前述第２章２．（５）のとおり、保護者の子育てに対する相談や情報提供、保護者同士の交流の場となるとともに、地域の社会資源や人的資源をつなぐ交流の拠点として地域の活性化や地域住民のウェルビーイングの向上においても重要な役割を果たしている。
- 国においては、今後、人口減少が急速に進み、運営の継続が困難となる幼児教育施設が増える地域も出てくることが見込まれる中、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供に格差なく質の高い幼児教育を保障するという観点や、幼児教育施設が地域社会の維持・発展にとって重要なインフラであるという観点から、地域において幼児教育施設の規模や期待する役割など今後のその在り方について検討を進めることができるよう、調査研究を行いその結果を共有するなど支援していくことが必要である。

⁵³ 文部科学省「令和４年度学校基本調査」では、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下、同じ）の園児数合計 923,295 人のうち私立幼稚園の園児数は 807,778 人（87.4%）となっている。また、「社会福祉施設等調査」では、保育所（保育所型認定こども園を含む。以下、同じ）の園児数合計 1,962,942 人のうち私立保育所の園児数は 1,414,336 人（72.1%）となっている。また、幼保連携型認定こども園の園児数合計 634,335 人のうち私立幼保連携型認定こども園の園児数は 553,167 人（87.2%）となっている。

- また、とりわけ公立幼稚園が、他の幼児教育施設に比して、少子化や共働き世帯の増加等の影響により著しく減少が続けている⁵⁴ことにも注視が必要である。公立幼稚園は、これまでも幼稚園教育要領を着実に実践し、その専門的知見やノウハウを他の施設に提供するなど、地域の幼児教育の質向上において重要な役割を果たしてきており、今後もその役割を果たすことが重要である。
- 具体的には、公立幼稚園は、地域の幼児教育の質向上に向けて、①幼児教育の拠点園として、地域の子供の実態に基づく実践研究を実施するとともに、他の幼児教育施設等を開いた研修や公開保育等を通じて、地域に幼稚園教育要領の趣旨やこれに基づく実践を浸透させる役割、②小学校以降との円滑な接続を図るため、域内の小学校（タテ）と幼児教育施設（ヨコ）をつなぐ結節点となり、架け橋期のカリキュラムの編成・実施・改善を主導する役割、③障害のある幼児や外国籍等の幼児を含む全ての幼児に質の高い幼児教育の機会を保障する役割、④域内の他の幼児教育施設や自治体との人事交流を通じて地域の幼児教育を担う人材、ひいては幼児教育を担当する指導主事や幼児教育アドバイザーとして活躍する人材を輩出する役割、⑤幼児教育の重要性や幼児期の発達の特性を踏まえた日々の教育活動について、地域に発信する役割を果たしていくことが重要である。
- 地方自治体は、このような地域における公立幼稚園の役割を踏まえ、域内において公立幼稚園が果たすべき役割を明確化するとともに、その役割を果たせるよう、地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえつつ、公立幼稚園における3年保育や預かり保育の実施、認定こども園への移行などについて検討することが必要である。なお、既に公立幼稚園がない地方自治体においては、公立の認定こども園や保育所等が地域の幼児教育の拠点園となり、地域の幼児教育の質向上に向けて、前述のような役割を果たしていくことが重要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、大学の教員養成課程とも連携しつつ、幼児を取り巻く社会情勢の変化の中で教育課題に係る先進的な実践研究を行い、当該研究の成果を附属幼稚園における公開保育や県内の公立幼稚園等との交流人事、指導資料の開発等を通じて普及を図ってきた。また、地域とも連携して、県内の公立幼稚園等における実践も通じて他の幼児教育施設への展開を進めてきたところである。今後もこれらの取組を通じて、広域のネットワークを形成しながら、地域の幼児教育を牽引する役割を果たしていくことが重要である。
- 近年、認定こども園が増加傾向にあるほか、就園の有無も含めて多様な環境であることや様々な発達状況にある満3歳未満児の状態を踏まえながら、満3歳以上児の幼児教育との円滑な接続や、幼保小の接続を見通した、幼児期における教育の一貫性・連続性の確保という

⁵⁴ 公立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）は、平成27年には4,321園あったものの令和4年には2,910園まで減少している。また「令和5年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」において、今後5年以内に公立幼稚園の統廃合を行う予定があると回答のあった自治体のデータを収集したところ、令和9年度末までに193園の公立幼稚園が廃園等するとともに、114園が認定こども園に移行する予定となっている。

観点から、幼児教育の内容の充実を図っていくことが求められている。国立大学においても、そのような教育研究を進める観点から、地域の教育課題等を踏まえつつ、附属幼稚園の認定こども園への移行を検討することも考えられる⁵⁵。

（3.）幼児教育施設への支援体制

（幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の配置・活用）

- 地方自治体は、地域における幼児教育の質向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、設置者や施設類型を問わず、教育活動への指導・助言等の役割を担う幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の配置、それらの活用を推進することが重要である。
- 国は、幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等の果たす役割を踏まえ、法令等に明確に位置付けることについて検討するとともに、どの地域においても幼児教育センターや高い専門性を有する幼児教育アドバイザー等が活用され、地方自治体、特に地方自治体の教育委員会のリーダーシップの下で各幼児教育施設がつながるネットワークが構築されるよう、地方自治体への財政支援も含めて検討すべきである。
- とりわけ、急速な人口減少の進行により、小規模市町村などにおいては幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の確保が一層困難になることが予測される中、都道府県においては、自ら設置する幼児教育センターの活用 （対面・集合型の研修だけでなく、オンデマンド型又は同時双方向型のオンライン研修の実施等を含む） や幼児教育アドバイザー等の派遣により域内の市町村を支援するほか、政令市や中核市等が設置する幼児教育センターや幼児教育アドバイザー等を近隣の市町村も活用することができるよう広域連携を促進することにより支援していくことが必要である。

（地域一体で幼児教育の質を高め合う体制作り）

- 幼児教育の質向上に向けて、地方自治体が主催する研修や幼児教育施設における園内研修や公開保育など、様々な取組が行われているところである⁵⁶。例えば、効果的な研修の一つとしては、参加者が自分事として研修に取り組み、実践と省察を繰り返しながら新たな気付きが得られるよう、研修と教育実践の往還を繰り返す研修の実施に向けた動きがみられる⁵⁷。

⁵⁵ 国立大学附属幼稚園の例としては、全国で初めて令和6年度より奈良教育大学附属幼稚園が幼保連携型認定こども園へと移行している。

⁵⁶ 地方自治体が主催する取組だけでなく、幼児教育施設が相互に支え合いながら専門性向上を目指す自律的な取組例として、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施している公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）が挙げられる。 幼児教育の質向上に向けて、地方自治体が幼児教育関係団体と連携し、当該団体の研修リソースも活用しながら、地域における研修体制の充実を図っていくことも重要である。

⁵⁷ 独立行政法人教職員支援機構『「研修観の転換」に向けたNITSからの提案（第1次）～豊かな気付きの醸成～』（令和6年4月16日）では、豊かな気付きが醸成される学びに向けた研修、自己の在り方を意識して課題の本質に向き合うための「探究型」研修など、「研修観の転換」に向けたNITSの戦略方針が示されている。

子供が主体的に遊ぶ姿や学びの過程といった実践事例のエピソードを持ち寄ってドキュメンテーションやポートフォリオ等も活用しつつ「対話」することを重視した研修や、日常的に保育を見せ合うことなどにより、日々の教育実践や園内研修の質を高め、ひいては地域の幼児教育の質の向上を図っていくことが期待されている⁵⁸。

- 平成 29 年告示の 3 要領・指針において、教育に関わる側面のねらい及び内容等に関して一層の整合性が図られ、「環境を通して行う教育」が行われるとともに、国においても設置者や施設類型を越えて一体的に幼児教育の質向上を図る取組、例えば「幼保小の架け橋プログラム」などが進められてきている中、地方自治体における研修や幼児教育施設における公開保育などについても、設置者や施設類型を越えて行われるようになってきているところである。
- 地方自治体においては、このような取組を一層進めていくため、教育委員会や幼児教育センター等が中核となり、地域の幼児教育のビジョン（期待する子供像や育みたい資質・能力等）を明確にするとともに、設置者や施設類型を問わない幼児教育施設の合同研修の実施や幼児教育アドバイザー等の育成に取り組んでいくことが必要である。とりわけ研修については、幼児教育施設が抱える課題やニーズ、国や地方自治体の政策の動向等を踏まえつつ、内容や方法について、随時見直しを図ることが求められる。
- また、国公立の各幼児教育施設がそれぞれの役割を發揮しつつ、公開保育等を通じて相互に取組を共有し学び合う機会を確保するため、例えば、国公立の幼児教育施設をつなげるネットワークやプラットフォームを構築し、国公立園の最新の実践研究に基づいた教育活動を公開保育や研修等を通じて、設置者や施設類型に関わらず域内の幼児教育施設に共有できるようにすることなどが考えられる。小学校もネットワークに組み入れることで、幼保小の円滑な接続、さらには幼保小接続期の教育の質向上を図っていくことが期待される。
- なお、公開保育については、日常の実践を短時間で気軽に見合うなどの方法も考えられる。幼児教育施設の実情に応じて、可能な限り負担が無く、互いに気付きや学びを深めその意義や価値を実感できる方法を工夫して取り組むことが重要である。
- さらに、地域において幼児教育施設の園内研修や公開保育等を推進していくためには、自園はもとより、他園の園内研修・公開保育等の企画・実施も行える地域の研修コーディネーター等を育成していくことが重要である⁵⁹。また、研修コーディネーター等が研修の企画・実

⁵⁸ 中央教育審議会『『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について～『新たな教師の学びの姿』の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）』（令和 4 年 12 月 19 日）においては、「新たな教師の学びの姿」の実現に向けては、子供たちの学び（授業観・学習観）とともに教師自身の学び（研修観）を転換し、「新たな教師の学びの姿」（個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じた、「主体的・対話的で深い学び」）を実現するとともに、教職生活を通じた学びにおいて「理論と実践の往還」を実現することが求められると示されている。本答申も踏まえ、教職員支援機構においては新たな教師の学びの姿の実現に向けて「探究型」研修の開発をはじめ研修全体の質の向上を図る取組が進められている。

⁵⁹ 研修コーディネーターの育成については、一般財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構が実施している公開保育を活用した幼児教育の質向上システム（ECEQ）において育成している ECEQ コーディネーター

施を行うに当たっては、教育委員会や幼児教育センター、幼児教育アドバイザー等から助言を得つつ、その地域や園の課題や実情に応じたテーマを取り上げるなど効果的な研修となるようにすることが重要である。

- 教育実践を積んできた中堅の幼稚園教諭・保育士・保育教諭等が、ネットワークを通じた学び合いの中で、自園以外で公開保育のファシリテーターやコーディネーターといった役割を担うことにより、当該人材のスキルアップだけでなく、地域全体の幼児教育の質向上を担う幼児教育アドバイザー等の育成にもつながることが期待される。
- なおこうした状況などを踏まえ、国立教育政策研究所幼児教育研究センター（以下、「N I E Rセンター」という。）において、E C E R S⁶⁰やS S T E W⁶¹等を参考にしながら、日本の文化的な背景等を踏まえつつ、日本独自の質評価指標の開発や園内研修等において活用しやすい質評価指標の開発を進めているところである⁶²。
- このような日本独自の質評価指標の開発やその活用方法について周知を進め、地方自治体の幼児教育アドバイザー向けの研修等や幼児教育施設における園内研修等における活用を促進する進めるとともに、幼児教育施設間のピア評価や第三者評価を通じた教育の質の見える化などを進める行ふことにより、地域における幼児教育の質向上を図ることが期待される⁶³。

（「幼保小の架け橋プログラム」の推進）

- 国においては、令和4年度より「幼保小の架け橋プログラム」を推進してきているところであるが、全国的に見ると未だ十分とは言えない状況であることから、引き続き、設置者や施設類型を問わない幼児教育の質向上のための取組を一体的に推進することが重要である。架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）のカリキュラムの策定や相互に教育実践を見合うことの保育・授業参観等を進め、幼保小において、育みたい資質・能力や遊び・学びの

をはじめ、多様な取組が行われている。

⁶⁰ 米国で開発された3歳以上の集団保育の質を測定する尺度（Early Childhood Environment Rating Scale）の略。

⁶¹ 英国で開発された2歳から5歳の保育の質を測定する尺度（Sustained Shared Thinking and Emotional Well-being）の略。

⁶² N I E Rセンターは、日本独自の質評価指標の開発の目的として、保育現場で活用する場合、評価・評定のみが目的ではなく、研修等の場で保育実践を捉えたり振り返ったりするための観点の一つとして提示し、質評価指標の項目をきっかけとして保育実践について語り合い、保育実践の改善や向上に活用していくことを目指すとしている。

⁶³ 幼児教育施設は、それぞれの関係法令により自己評価の実施・公表が義務付けられている。自己評価の結果を踏まえてカリキュラムや実践等の改善を行うことや、結果の公表により、保護者や地域に適切に説明責任を果たし、教育活動への理解や参画を得るなど、幼児教育の質向上につながる実効性のある自己評価を行うことが重要である。

プロセス、教育活動について相互理解を図り、幼児教育及び小学校教育の充実並びに幼保小の円滑な接続を図ることが必要である。

- そのため、地方自治体においては、教育委員会が中心となり、児童福祉等の担当部局とも連携を図りながら、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザー等の活用を推進するとともに、架け橋期のコーディネーターの配置・育成等を進め、架け橋プログラム促進のための体制を構築することが重要である。り—国においては、地方自治体によって「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況に差があるとの指摘があることを踏まえ、このような地方自治体の取組が全国的に行われるようを支援することが必要である。

-(4.)- E B P M⁶⁴の推進

(大規模縦断調査等の実施)

- 本有識者検討会において、平成 29 年告示の 3 要領・指針に基づく教育活動の成果と課題について検討を行ったが、引き続き、国内の幼児教育施設における教育活動の実施状況等について把握し、検討を進める必要がある。
- また、諸外国では、子供のデータを収集した長期縦断研究などが国の政策形成に有効と考えられ、国のプロジェクトとして取り組まれている。こうした諸外国の施策や O E C D における幼児教育の議論等の海外の動向についても調査研究を行い、その状況や成果を把握した上で、今後の我が国における検討に活かすことが重要である。
- 我が国においても、幼児教育の研究に取り組み、当該研究から得られたエビデンスに基づく政策形成により質の高い幼児教育を保障するとともに、幼児教育の重要性について、エビデンスを示しながら社会に対し一層の理解・啓発を図っていくことが重要である。
- この点については、令和 6 年度から、国において幼児教育に関する大規模縦断調査において追跡調査が実施されており、0 歳から 18 歳の子供の発達や学びの連続性を踏まえつつ、質の高い幼児教育とは何かを明らかにするため、幼児教育の実践（カリキュラム、環境の構成方法等）、幼児教育の質がその後の子供の成長に与える影響等に関するデータの収集等が行われているところである。
- 今後、国や地方自治体において幼児教育の教育課程、指導、評価等をはじめ幼児教育政策について更なる検討を行うに当たっては、これらの調査結果等から得られたエビデンスを生かし、幼児教育の研究者や実務家との協議を重ねながら、検討を進めていくことが必要重要である。また、国や地方自治体において基本的な方針を示しつつ、幼児教育政策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。

⁶⁴ 証拠に基づく政策立案 (Evidence-Based Policy Making) の略。政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和 4 年 6 月 7 日閣議決定) 等において、E B P M の取組強化を図ることとしている。

（幼児教育の調査研究拠点の整備及び研究ネットワークの構築）

- 幼児教育政策に関するEBPMを推進するためには、国内の幼児教育の調査研究拠点を整備するとともに、研究ネットワークを構築することが必要である。
- 平成28年4月、NIERセンターが設置⁶⁵され、幼児教育に関する国内の研究拠点としての役割を担ってきている。これまでも、3歳児から7歳児を対象とした縦断調査（社会情緒的スキル、認知的スキル、生活スキル等の発達やその影響、家庭環境や保育者・教師の関わりとの関連に関する質問紙調査等）、日本の幼児教育の文化・文脈に沿った質評価指標の開発や研修等での活用方法の検討など、様々な調査研究において成果を上げてきているところである。
- 今後、幼児教育におけるエビデンスに基づく政策形成の重要性が高まるにつれて、NIERセンターの国内の調査研究拠点の中核としての役割が一層重要である。また、NIERセンターにおいては、大学や地方自治体、幼児教育関係団体、民間研究機関等とそれぞれの特性や強みを踏まえつつ連携・協力を図り、国内外の研究ネットワークを構築することが期待される。当該ネットワークの構築に当たっては、幼児教育の関連領域だけでなく、周辺領域の各学会や研究機関まで範囲を広げて取り組むことが重要である。
- さらに、これまでに都道府県では36道府県、市町村では97市町村において幼児教育センターが設置⁶⁶され、各幼児教育センターにおいて架け橋期のカリキュラムに関する調査研究などが行われてきている。このような取組についての情報を共有できるようなネットワークを、NIERセンターを中核として構築し、地方自治体の取組とNIERセンターの調査研究が相まって、我が国全体の幼児教育の振興へとつなげていくことが重要である。

⁶⁵ 幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて（報告書）」（平成28年3月）参照。

⁶⁶ 文部科学省「令和5年度幼児教育実態調査」参照。

おわりに

本有識者検討会は令和5年12月に設置され以来、合計12回にわたり、幼児教育施設における3要領・指針に基づく教育活動の成果及び課題、必要な条件整備等について議論を重ねてきた。

その過程においては、幼児期の発達の特性や、幼児の自発的な活動としての遊びを中心とした指導、「環境を通して行う教育」などの幼児教育の基本について再確認するとともに、少子化、情報化、都市化、過疎化等が進む中、幼児教育施設においては、幼児に身体の諸感覚を通じた豊かな体験を提供したり、地域に施設等を開放して保護者等の子育て相談・地域の人々の交流拠点となったりすることが期待されるなどの意見が出された。また、幼児教育施設においては、小学校以降につながる資質・能力の育成の認識が高まったり、小学校教育との接続を意識された実践が行われたりするなど、3要領・指針に基づく実践が行われるようになってきているなどの成果が上げられたところである。

一方、未だ幼児教育施設はもとより、保護者や地域、ひいては国民において幼児教育を理解している者が一部にとどまることや、3要領・指針に基づく幼保小の接続の取組なども全国的に見ると未だ不十分であるなどの課題も指摘がなされたところである。また、幼児教育施設におけるICTの活用や特別な配慮を必要とする幼児への指導、幼稚園等におけるいわゆる預かり保育など、現代的諸課題について一層の調査研究を進める必要があるなどの意見が出された。

言うまでもなく、我が国の幼児教育の質向上を図るためには、幼児を取り巻く状況等を踏まえながら、幼児教育施設において3要領・指針に基づく教育を実現していくことが非常に重要であり、最終報告においては、その実現に向けた具体的な方策等について取りまとめた。

なお、本有識者検討会においては、中間整理に対する関係団体のヒアリングを行い、関係団体からは様々な意見が出された。幼児教育施設が保護者や地域のニーズ等の変化に応じて対応してきた結果、幼稚園、保育所、認定こども園の教育・保育機能の区別がなくなりつつあるのではないかという意見や、3要領・指針をはじめ、国の制度の一元化を検討すべきでないかなどの意見も出されたところである。

この点については、今後、文部科学省において、我が国の将来の社会情勢、国内の調査研究の成果や国際的な幼児教育の動向等を踏まえつつ、全ての幼児に質の高い幼児教育を保障するという観点から、我が国の幼児教育の在り方について検討されることを期待したい。

文部科学省においては、こども家庭庁をはじめとする関係省庁、地方自治体の教育委員会、首長部局、幼児教育関係者、小学校教育関係者等と連携・協力し、この最終報告の実現に向けて積極的に取り組んでいくことが求められる。

(参考1)

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

審議経過

【第1回】令和6年1月25日（木） 16:00～18:00

- 主な論点案について
- 委員による意見交換

【第2回】令和6年2月13日（火） 10:00～12:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第3回】令和6年2月26日（月） 15:00～17:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第4回】令和6年3月11日（月） 10:00～12:00

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員からの発表
- 委員による意見交換

【第5回】令和6年3月21日（木） 15:00～17:00

- 必要な条件整備について
- 地方自治体からの発表
- 委員による意見交換

【第6回】令和6年4月18日（木） 15:30～17:30

- 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について
- 委員、外部有識者からの発表
- 委員による意見交換

【第7回】令和6年5月28日（火） 15：30～17：30

○幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証について

○委員、外部有識者からの発表

○委員による意見交換

【第8回】令和6年6月19日（木） 10：00～12：00

○中間整理案について

○委員による意見交換

【第9回】令和6年7月24日（水） 10：00～12：00

○中間整理案について

○委員による意見交換

【第10回】令和6年8月9日（金） 15：30～17：30

○関係団体ヒアリング

○委員による意見交換

【第11回】令和6年8月22日（木） 10：00～12：00

○関係団体ヒアリング

○委員による意見交換

【第12回】令和6年9月20日（金） 13：30～15：30

○最終報告案

○委員によるヒアリング

(参考2)

今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

有識者検討会名簿

◎：座長、○：座長代理（職名は、令和6年4月1日現在）

○ 秋 田 喜代美	学習院大学文学部教授、東京大学名誉教授
大豆生田 啓友	玉川大学教育学部教授
尾 上 正 史	学校法人福岡幼児学園紅葉幼稚園理事長
河 合 優 子	聖徳大学大学院教職研究科、教育学部教授
岸 野 麻 衣	福井大学大学院連合教職開発研究科教授
古 賀 松 香	京都教育大学教育学部教授
坂 崎 隆 浩	社会福祉法人清隆厚生会こども園ひがしどおり 理事長、園長
佐 藤 友 信	江東区立東陽小学校長
汐 見 稔 幸	東京大学名誉教授
鈴 木 みゆき	國學院大學人間開発学部教授
高 橋 慶 子	目黒区立みどりがおかこども園長
田 中 孝 尚	神戸大学附属幼稚園長・副園長、小学校長
○ 奈 須 正 裕	上智大学総合人間科学部教授
鍋 田 桂 子	横浜市立茅ヶ崎南保育園長
◎ 無 藤 隆	白梅学園大学名誉教授
若 山 育 代	富山大学教育学部准教授
渡 邊 英 則	学校法人渡辺学園 認定こども園ゆうゆうのもり 幼保園長、港北幼稚園長